

## 第 11 章 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見

### の概要及びそれに対する事業者の見解

環境影響評価法第 16 条に基づき、環境影響評価準備書を平成 26 年 12 月 26 日から平成 27 年 2 月 4 日まで縦覧に供するとともに、事業者のホームページにおいて電子縦覧を実施した。併せて、同法第 18 条に基づき、縦覧の開始から平成 27 年 2 月 18 日までの間に、環境の保全の見地からの意見書は 2 通であった。

意見の概要及びそれに対する事業者の見解は、表 11-1 に示すとおりである。

表 11-1 意見の概要とそれに対する事業者の見解

項目	住民意見の概要	事業者の見解
環境影響評価全般 環境影響評価項目	<p>「環境影響評価」「環境保全」という意味が理解できない。</p> <p>説明の内容では、自然環境のみであり、住民である我々は、むしろ生活環境についてが重要であるが、過去の説明の中でも生活環境についての話しは一斉あってない。</p> <p>むしろ人に焦点をおいた調査説明が必要であると思う。</p>	<p>「環境影響評価」「環境保全」とは環境影響評価法第二条により定義されています。</p> <p>環境影響評価項目の選定は「鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年六月十二日運輸省令第三十五号)」(以下、主務省令)に基づき行い、動物、植物、生態系といった自然環境に加え、大気質(粉じん等)、騒音、振動、水質(水の濁り)、文化財、景観、廃棄物等(建設工事に伴う副産物)といった人に焦点をおいた生活環境についても選定しました。</p> <p>上述の項目に関する調査、予測及び評価の結果について、環境影響評価準備書においてとりまとめるとともに、説明会において説明を行いました。</p>
その他	<p>踏切の安全対策が全く配慮されていない。</p>	<p>踏切の安全対策は今後、関係機関と協議します。また、事業の実施にあたっては、地域の皆様にご説明する機会を設けるなど、適切な情報提供が行われるよう対応いたします。</p>